

国自安第 45 号  
令和 2 年 7 月 22 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長



### 運輸防災マネジメント指針について

貴会及び傘下会員の皆様におかれては、平素より、運輸安全マネジメント制度の推進を図り、輸送の安全確保に努めていただき感謝申し上げます。

平成 29 年に運輸安全マネジメントの基本的な方針及びガイドラインが改正され、運輸事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、「自然災害への対応に関する社会的要請についても可能な限り取り入れていくこと」とされました。

今般、運輸安全マネジメントの一環として、運輸事業者の自然災害への対応力を向上させ、防災体制の構築及び実践に取り組むにあたってのガイダンスとなる「運輸防災マネジメント指針」が策定されました。

つきましては、当該指針について了知いただくとともに、傘下会員に対し当該指針を参考とした取組みを推進いただくよう、周知をお願いいたします。

なお、各地方運輸局から管内の事業者に対しても、別途周知を行います。